

# 建築基準関係法令と改正行政事件訴訟法 での管理組合の原告適格

田 村 泰 俊

- 1 問題の所在
- 2 条例上の「認定」の法システム
- 3 平成18年東京地方裁判所判決
- 4 改正行政事件訴訟法9条と最高裁判所平成17年判決
- 5 団体の原告適格に関する従来判例
- 6 改正行政事件訴訟法と団体の原告適格
- 7 マンション管理組合の原告適格
- 8 課題と展望

## 1 問題の所在

行政実体法は、それぞれの法令がその目的とする具体的な政策<sup>1)</sup>ごとに、その構造を異にする場合が多い。<sup>2)</sup>

それゆえ、行政争訟を想定した場合も、それぞれの法令の構造により、行政争訟上の争点を吟味してゆく必要がある。<sup>3)</sup>そのような視点から、筆者は、これまで、建築・開発行政というフィールドから、行政争訟上の争点に分析を加えてきた。具体的には、それは、訴訟ルート選択の問題<sup>4)</sup>、狭義の訴えの利益<sup>5)</sup>、処分性<sup>6)</sup>であった。

ところで、注6)掲記論文脱稿後、その校正中に、東京地方裁判所は、この論文がそのテーマとした建築基準法43条2項を受けた東京都建築安全条例上の「認定」につき、筆者の理解と同様にその処分性を肯定する判断を示した。<sup>7)</sup>

さて、この東京地方裁判所判決<sup>8)</sup>は、処分性については肯定しつつも、一方で、原告適格を否定している。そして、この東京地方裁判所判決は、改正行政事件訴訟法9条の下での判決というのみならず、

改正行政事件訴訟法での原告適格に関連する争点を分析するのに適切なケースであるように思われてならない。

そこで、以下、この東京地方裁判所判決の判決論理について分析を加え、建築基準関係法令での原告適格につき提言を試みてみたい。<sup>9)</sup>

## 2 条例上の「認定」の法システム

さて、この東京地方裁判所平成18年9月8日判決は、東京都建築安全条例4条3項に関するものである。<sup>10)</sup>この法システム<sup>11)</sup>については、別稿でもその対象としたが<sup>12)</sup>本稿で必要な限りにおいて、原告適格の分析を行う前提として、確認しておくこととしたい。

建築基準法43条は、敷地等と道路との関係について、「建築物の敷地は、道路……(略)……に2メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上

支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りではない」と規定する。

但し、同法43条2項は「地方公共団体は、……(略)……条例で、必要な制限を付加することが出来る」とし、いわゆる付加規定を設けている。

そこで、この付加規定を受けて、東京都建築安全条例は、その4条で、具体的付加を規定しているが、一方で同条3項は「敷地の形状、建築物の構造・規模に配慮するほか、建築物の敷地内において広い空地を設けた場合等の状態や、建築物の敷地が公園と接続している等の敷地外の土地の状況、建築物の敷地周囲の市街地密集の度合いや、その他都市計画等で、道路整備が段階的におこなわれる場合などを総合的に判断して知事が安全上支障がないと認められた場合に適用される」として、付加の緩和についての「認定」制度を有している。前稿では、この認定に行政争訟上、処分性を否定する建築審査会の裁判例に、これを肯定する立場からの分析を試みた。<sup>13)</sup>これに対し、本稿では、この「認定」を争う原告適格について分析を加えてみることにしたい。

### 3 平成18年東京地方裁判所判決

本件での事実の概要は、次のようなものであった。すなわち、条例上、「認定」を受けた建築物の敷地の隣接地に存するマンションの区分所有者による「管理組合」(判決文は「区分所有者により構成されている団体」と表記している)が、この認定の取消しを求めたというものだった。

東京地方裁判所は、この管理組合(団体)の原告適格について、以下のように判示している。<sup>14)</sup>争点を明確にするために、まず被告の主張を見てみることにする。

「ア 本件条例4条3項に基づく認定は、認定申請者の建築確認について、同条1項及び2項によって附加された制限の適用がされないと効果が発生するのみで、直ちに建築行為を開始し得るといふ法律上の効果が発生す

るものではなく、当該建築物を建築するには更に建築基準法6条1項に基づき、建築主事等に建築確認申請を行い建築基準関係規定に適合する旨の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないのである。

したがって、本件条例4条3項に基づく認定は、周辺住民等の第三者の法律上保護された利益を必然的に侵害するものではなく、本件認定の根拠法規である同項は、周辺住民等の個別的利益まで保護する趣旨を含むものではない。

また、本件認定の根拠法規が周辺住民等の個別的利益を保護する趣旨を含むとしても、建築計画に係る建築物の災害による被害が直接的に及ぶことが想定される周辺の一定範囲の地域に存する他の建築物について、その居住者の生命身体等の安全等及び財産としてのその建築物を個々人の個別的利益として保護する趣旨である。

しかるに、原告は、本件認定に係る建築計画に隣接する土地に存する共同住宅の管理組合であるから、自然人と異なり生命身体等の人格的利益を自ら共有する主体となることができず、

したがって、本件認定の根拠法規が周辺住民等の個別的利益を保護する趣旨を含むとしても、原告は、本件認定の根拠法規が保護する個別的利益を有しない。

以上のとおりであるから、本件認定が取消訴訟の対象となる処分に該当するとしても、原告は、同訴訟の原告適格を基礎付ける法律上の利益を有していないというべきである。

イ 審査請求適格及び原告適格を基礎付ける法律上の利益は、原告自身に帰属する固有の利益であることが必要であるところ、管理組合は、区分所有者から独立した、しかも当事者能力を有する団体であるから、区分所有者が法律上の利益を有するとしても、管理組合に区分所有者が有する利益が帰属するものではない。したがって、原告自身に帰属する固有の法律上の利益の主張立証がない以上、

原告に審査請求適格及び原告適格はないといふべきである。

区分所有法3条の団体の目的は建物並びにその敷地及び附属施設の管理に限定されるから、それを超える事業をこの団体が行うはできず、この目的の限界については、建物の使用のため区分所有者が全員で共同して行うことの必要性及び相当性に依じて判断すべきものであるところ、本件認定の取消しを求めて本件審査請求をし、又は本件訴えを提起することは、本件マンションの区分所有者個々人が行うべきことであり、区分所有者が全員で共同して行うことの必要性及び相当性はない。

また、区分所有法3条の建物並びにその敷地及び附属施設の管理は、同法において区分所有者の団体的意志決定に服すべきものとされる事項をいうところ、本件マンションの区分所有者全員が、本件認定の取消しを求めて本件審査請求をし、又は本件訴えを提起するという団体的意思決定に服すべき理由はない。

区分所有法26条4項は、管理者に対して規約又は集会の決議による特別の授権がある場合に、同条1項及び2項後段に規定する管理者の権限事項に限り、管理者に訴訟追行権を認めているのであるから、管理者に本件認定の取消しを求めて本件審査請求をし、又は本件訴えを提起する権限はない。また、管理者に訴訟追行権があるから管理組合にもそれが当然認められるという根拠もない。

ウ 行政事件訴訟法9条1項所定の『法律上の利益を有するもの』に該当しない第三者について任意的訴訟担当者として訴訟追行権を認めることは、同項が取消訴訟を『法律上の利益を有する者に限り』提起することができる趣旨を没却することになり、また、取消訴訟において任意的訴訟担当者を許容しなければならぬ合理的必要性はないから、取消訴訟において任意的訴訟担当は許容されない。

仮に、取消訴訟において任意的訴訟担当が許容される余地があるとしても、原告について任意的訴訟担当を認めなければならない合理的必要性はない。すなわち、区分所有者個々人が法律上保護された利益を有するのであれば、区分所有者個々人が原告となり得るのであって、団体である原告に訴訟追行権を付与しなければ訴訟の提起及び追行が困難となるなどの事情が存することはないから、原告に訴訟追行権を認める合理的必要性はない」

以上の被告の主張に関し、東京地方裁判所の判断は以下のようなものであった。

「本件条例4条3項の趣旨や目的、同項が知事の認定を通して保護しようとしている利益の内容や性質等を考慮すると、同項は、同項の認定に係る建築物の火災等による被害が直接的に及ぶことが想定される周辺の一定範囲の地域に存する他の建築物についてその居住者の生命、身体安全等及び財産としてのその建築物を、個々人の個別的利益として保護すべきものとする趣旨を含むものと解すべきである。

そうすると、同項の認定に係る建築物の火災等により直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に存する建築物に居住し、又はこれを所有する者は、当該認定の取消を求めるにつき法律上の利益を有するものと解するのが相当である。

ウ 原告は区分所有法3条所定の区分所有者の団体であるところ、原告が本件認定の取消を求める原告適格を有すると認められるためには、原告自身につき本件認定の取消を求める法律上の利益を有することが必要である。

前述のとおり、本件条例4条3項は、同項の認定に係る建築物の火災等による被害が直接的に及ぶことが想定される周辺の一定範囲の地域に存する他の建築物についてその居住者の生命、身体安全等及び財産としてのそ

の建築物を、個々人の個別的利益として保護すべきものとする趣旨を含むものと解すべきところ、建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うための区分所有者の団体である原告が、生命及び身体の安全等という法律上の利益を有していると認めることはできず、また、区分所有建物を所有しているものでもない原告が、財産としての建築物という法律上の利益を有しているということもできない。

エ この点につき、原告は、区分所有者に原告適格が認められる以上、区分所有者の団体である原告にも原告適格が認められるべきである旨主張するが、区分所有者に原告適格が認められるとしても、それにより直ちに区分所有者の団体である原告に原告適格が認められるものではないから、原告の上記主張を採用することはできない。

また、原告は、区分所有者のために建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行っていることや、規約に規定された業務を行っていることを理由に、原告適格が認められるべきである旨主張する。しかし、前述のとおり、本件条例4条3項は……(略)……居住し、又はこれを所有する者については、上記利益を有しているということが出来るものの、建物等の管理や一定の業務を行っているにすぎない原告について、上記利益を有しているということとはできない……(略)……区分所有法26条4項は、管理者は……区分所有者のために、原告又は被告となることが出来る旨規定している……(略)……しかし、区分所有法は、区分所有者の団体と管理者とを明確に区別しており(同法3条、25条等参照)……(略)……原告代表者に原告適格が認められるからといって、そのことにより直ちに原告に原告適格が認められるものではない……(略)……原告に任意的訴訟担当を認める合理的必要の有無について検討すると……(略)……区分所有法26条4項は……(略)……管理者に対し、一種の任意的訴訟担当を認めた規定であるところ、管理者以外に区分所有者

の団体自体に任意的訴訟担当を認める必要性は乏しい]

なお、先例として、本件判断は、最高裁判所平成17年12月7日大法廷判決(民集59巻10号2645頁を参照判例としている。

そこで、以下、最高裁判所平成17年判決および、団体訴訟<sup>15)</sup>の法理から、本件判断に分析を加えてみることにしたい。

#### 4 改正行政事件訴訟法9条と最高裁判所平成17年判決

行政事件訴訟法9条は、周知のように、2004年に重大な改正をみることとなった。

すなわち、「法律上の利益」(第1項)を解釈する場合「裁判所は、処分または裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする」(第2項)との解釈規定が追加されることとなった。

そして、この規定の追加の趣旨は、これまた周知のように、原告適格の拡大にあったことは言うまでもない。<sup>16)</sup>

ところで、筆者は、そこで言われる原告適格の拡大は、いはば「範囲の拡大」を指すことが多いように思われる。例えば、この9条改正の基礎の1つとされた<sup>17)</sup>、いわゆる「もんじゅ訴訟」(最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決、民集46巻6号571頁、判時1437号29頁、判夕801号83頁)<sup>18)</sup>での

原審（半径20kmの範囲）と最高裁（29－58kmに居住する者にも許容）との相違を見れば、このことは容易に理解できよう。<sup>19)</sup>

ところで、東京都条例に関する本件は、むしろ「範囲の拡大」というよりは団体という場面でも原告適格が許容されるのかどうか、つまり「質の拡大」の許容性が争点となったケースではないかと思われる（なお、私見では、本件のような場合、後に示すように「質の拡大」をある程度許容してもよいのではないかと考えている<sup>20)</sup>）。

ともあれ、改正法の下での判例を、本稿での分析に必要とされる限りにおいて、前提として確認しておくこととしよう。

周知のように、改正法下での原告適格については、小田急線高架訴訟最高裁判所大法廷平成17年12月7日判決（民集59巻10号2645頁，判時1920号13頁，判タ1202号110頁）がそのリーディング・ケース<sup>21)</sup>となっている。<sup>22)</sup>

この最高裁判所大法廷判決の事実、鉄道事業地内の不動産につき権利を有しない、事業地周辺地域に居住する住民が、鉄道事業認可および本件付属街路事業認可の取消しを、地下方式など代替案の存在を理由に求めたというものだった。

なお、本件で留意すべき点は、原告の一部は、鉄道事業地内には権利を有しないものの、付属街路事業たる都市計画事業地内には、土地、建物の共有持分を有していること、および、東京都環境影響評価条例（2条3号、5号、13条1項）での対象事業関係地域に居住している者が含まれている点である。

大法廷判決の関連部分は、以下のようなものであった。

大法廷判決は、改正行政事件訴訟法9条、特にその第2項に照らし、都市計画法（13条の公害防止計画、16条、17条の公聴会、縦覧に基づく意見書の提出等）、旧公害対策基本法（1条、2条、4条等）、現環境基本法、東京都環境影響評価条例を関係法令と見た上で、次のように判示している。

「都市計画事業の事業地の周辺に居住する住民

のうち当該事業が実施されることにより騒音、振動等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は、当該事業の認可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有するものといわなければならない。

最高裁平成8年（行ツ）第76号同11年11月25日第一小法廷判決・裁判民集民事195号387頁は、以上と抵触する限度において、これを変更すべきである。

カ 以上の見解に立って、本件鉄道事業認可の取消しを求める原告適格についてみると…（略）…上告人らは、いずれも本件鉄道事業に係る関係地域内…（略）…の各住所地に居住しているというのである。そして、これらの住所地と本件鉄道事業の事業地との距離関係などに加えて、本件条例2条5号の規定する関係地域が、対象事業を実施しようとする地域及びその周辺地域で当該対象事業の実施が環境に著しい影響を及ぼすおそれがある地域として被上告参加人が定めるものであることを考慮すれば、上記の上告人らについては、本件鉄道事業が実施されることにより騒音、振動等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者に当たると認められるから、本件鉄道事業認可の取消しを求める原告適格を有するものと解するのが相当である」

以上のように、本件大法廷判決は、鉄道事業地内に財産権を有しない事業地周辺住民に原告適格を許容する新しい判断を示した。

但し、付属街路事業の取消しについては、「別個のそれぞれ独立した都市計画事業である」ことを主要な理由として、その原告適格は否定している。なお、本件には、藤田宙靖裁判官の重要な補足意見が付されている。

さて、この小田急線訴訟についての大法廷判決に対しては、概ね、肯定的な評価がなされているように思われるし<sup>23)</sup>筆者もそれは、正しい評価であると考えられる。

それでは、本稿の関心とこの小田急線訴訟最高裁判所大法廷判決との関係は、どのような点に求

められるのだろうか。

最高裁判所調査官によるこの最高裁判所大法廷判決についての解説は、「従来の判例理論の枠組みを維持しつつ、同法の9条2項所定の事項を考慮することにより、『法律上の利益』について柔軟な解釈を示した」<sup>24)</sup>と指摘している。

加えて、大法廷判決は、すでに見てきたように「距離関係」をその判断の基礎としている。そして、この大法廷判決に関し、「もんじゅ訴訟判決」にも言及する文献<sup>25)</sup>もある。

そうであるとするなら、この大法廷判決は、本稿の座標軸に照らす「範囲の拡大」を許容した判断と位置づけてよいように思われる。

本稿で、その分析の対象としている東京地方裁判所判決は、これもすでに見てきたように、この最高裁判所大法廷判決を参照判例としている。

ところで、総合設計許可に関する最高裁判所平成14年1月22日第三小法廷判決（民集56巻1号46頁，判時1781号82頁，判タ1088号127頁<sup>26)</sup>）で理解できるように、建築基準法の争点を争うための原告適格は、都市計画法<sup>27)</sup>等よりも、財産権なども保護するという点で広いことは知られている。<sup>28)</sup>さらに、建築基準法56条（高さ制限，斜線制限），56条の2（日影規制）から「生活環境上の利益として個別的に保護する趣旨を含む」<sup>29)</sup>とされ，そこではまさに紛争の対象となっている建築物から何メートル以内に居住しているのがキー・ポイントとなる。<sup>30)</sup>そうしてみると，東京都建築安全条例，東京都日影規制条例などから<sup>31)</sup>，これが個人であれば，何も，平成17年大法廷判決を持ち出さなくとも，まさしくそれは「隣接地」なのであるから，当然，原告適格は，改正前行政事件訴訟法9条の下でも許容されたケースではないかと考えられる。

そこで，東京地方裁判所平成18年判決の意味は，改正行政事件訴訟法及び平成17年最高裁判所大法廷判決の趣旨から「距離の拡大（範囲の拡大）」は認められるものの，「質の拡大」（団体への拡大）は認められるべきではないということとなるのか。

この点，以下，分析を加えてみることにしよう。

## 5 団体の原告適格に関する従来の判例

本稿は，改正行政事件訴訟法の下で，マンション管理組合（団体）への原告適格について検討・考察することを目的としている。<sup>32)</sup>しかし，その前提として，改正前法下でのケースを確認的にしておくこととしよう。

この争点は，改正前行政事件訴訟法の下でも，団体訴訟の許容性つまりその原告適格の問題として論じられ，よく以下の3つの判例が取り上げられてきた。その3つの判例とは，すでに注32)で掲記した東京地方裁判所昭和48年判決<sup>33)</sup>の他，公立小学校廃止処分を争った仙台高等裁判所昭和46年3月24日（行裁例集22巻3号297頁，判時629号51頁，判タ264号207頁）<sup>34)</sup>および，著名ないわゆる，伊場遺跡訴訟最高裁判所平成元年6月2日第三小法廷判決（判時1334号，判タ715号84頁）<sup>35)</sup>である。

しかし，本稿では，団体訴訟一般を論じるものではない。そこで，平成18年建築基準関係法令でのマンション管理組合の原告適格は，これら3つの判例とは判例法理適用上，区別しうることを示してみることにしたい。

まず，初期のケースとしての仙台高裁は，「分校学区内の住民から選出された4名によって構成されている団体であって…（略）…法的利益享受の主体たりえない」と判示している。そこで，任意的な団体であるという点で，法的な基礎付けの上に構成されているマンションの管理組合とは区別されると考えることが可能となる。

次に，伊場遺跡訴訟はどうであろうか。このケースは，2つの点で，平成18年東京地裁判決のケースと区別しうるように思われる。第1は，任意的な団体であるという点であり，これは，昭和46年仙台高裁の例と同様である。第2の点は，伊場遺跡訴訟最高裁判決は，「本件条例及び法は，文化財の保存・活用から個々の県民あるいは国民が受ける利益については，本来本件条例及び法がその目的としている公益の中に吸収解消させ，その保護は，もっぱら右公益の実現を通じて図ることとしているものと解される」と判示しているのに対し，平

成18年のケースでは、個々の住民は、問題なく建築基準関係法令に基づき原告適格を有しているという点である。

最後に建築基準法に関する昭和48年東京地方裁判所判決は、どうであろうか。本件評釈の中で、この48年のケースが、団体の原告適格性を正面から判断した最初のケースである点を指摘するものがあること<sup>36)</sup>及び、まさに建築基準法に関するものであることから、本稿との関係では最も重要なケースと位置付けてよかろう。

このケースは、ボーリング場に対する建築確認処分を、付近住民がその取消しを求めて争った事例であった。まず、このケースでは、本件ボーリング場と「家屋の東側壁までは、いずれも約10メートル足らずであることが認められ……（略）……騒音による被害を蒙ることの蓋然性を否定することはできず、したがって、本件処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者と認めることができる」と判示し、住民「個人」の原告適格、すなわち「範囲」の視点からは、原告適格を肯定している。この点で、平成18年東京地裁判決と共通点を有している。それでは、「質の拡大」、すなわち、団体の原告適格については、どうであろうか。この点、昭和48年判決は、以下のように判示している。

まず、この団体の性格については、「本件ボーリング場の建築を阻止するという結成の目的」という原告の主張に言及している。その上で「自然人とは異なって何らの生理的機能を持たない団体である右原告らは、右のような居住環境の保護による利益を自ら直接享受することのできる主体ではない」とし、さらに、ボーリング場の建設自体が、「団体である原告ら固有の権利ないし法律上の利益の侵害に当たるとは認め難いから……（略）……本件訴えにつき原告適格を有しないというべきである」と判示している。すなわち、本件では、自治会や反対のため組織された団体につき、原告適格を否定したケースであることを知ることができる。そこで、現代の都市化社会における、法的基礎を有する、社会的インフラたるマンションを管理するための管理組合の事例とは区別すべき判例

といえる。

## 6 改正行政事件訴訟法と団体の原告適格

以上のように、従来の判例からは、マンションの管理組合が、団体であることを理由にその原告適格を否定する論拠を、直ちに導き出せるとは言えないように思われる。

そこで、以下、改正行政事件訴訟法の下での団体の原告適格につき<sup>37)</sup>、代表的な学説をみることとしたい。

改正行政事件訴訟法といわゆる団体訴訟との関係については、「問題点の検討にとどまった」<sup>38)</sup>ことが報告されている。そして、団体訴訟が、行政事件訴訟法における重要なテーマの1つであることも指摘されている。<sup>39)</sup>現に、次の行政事件訴訟法改正に向けて、重要な提言もなされてきている。<sup>40)</sup>

さて、確かに、団体訴訟一般を対象として考えた場合には、その理論的問題<sup>41)</sup>、比較法的な問題<sup>42)</sup>、等検討すべき点は多岐にのぼる。それらについて、筆者なりの考えを示すには筆者の研究レベルからは無理な要求でもあり、それはまた本稿の目的でもない。

ただ、この団体訴訟に関しては、従来から次の2つのアプローチがなされてきていることは周知の事実といってよいであろう。<sup>43)</sup>その第1が立法的解決のアプローチであり、第2が現行法たる行政事件訴訟法の解釈により許容の可能性を探るアプローチである。そして、この2つのアプローチは必ずしも、二者択一の関係に立つものではないであろう。例えば、純粋な客観訴訟としての団体訴訟については立法的措置が必要であろうし、阿部泰隆教授が指摘される、事業者には当然適格性が許容されている環境等のエリアで立法政策上、バランスという視点から認めるべき場合<sup>44)</sup>や個々人の利益レベルは低くとも集合させた場合は利益レベルの高い場合など<sup>45)</sup>はやはり立法的措置となる<sup>46)</sup>であろう。<sup>47)</sup>

一方で、主観訴訟としての団体訴訟では、解釈論的解決を見出しうる可能性も出てこよう。<sup>48)</sup>

例えば、塩野 宏教授は「改正法の運用を通じて集团的利益の救済のあり方を考慮する必要も重要である」<sup>49)</sup>と指摘されている。そして、改正行政事件訴訟法の代表的なコメンタールの1つも「訴訟法的利益を基礎として考え、厳密に固有の権利利益がなくとも、当該紛争につき、その団体の目的や通常の活動に具体的な影響を与える場合には、原告適格を承認してもよいと考えられる」<sup>50)</sup>と述べている。学説でも、原田尚彦教授は「集团的紛争解決の技法として積極的に評価されなければならない」<sup>51)</sup>とされ、山岸敬子教授も、改正行政事件訴訟法9条2項を前提に、団体訴訟に関し「裁判官の解釈操作によって、取消訴訟を民衆訴訟化することは可能である」<sup>52)</sup>と述べられている。

以下、これらの点を踏まえ、平成18年判決に分析を加えてみることにしよう。

## 7 マンション管理組合の原告適格

平成18年東京地方裁判所判決は、すでに見たように、マンション管理組合（団体）の原告適格を否定する判断を示した。

以下、その否定的判断を、批判的に検討する。まず、従来の判例法理との関係では、以下のように考えることが可能となる。

確かに、実務書の1つは、マンションの管理組合につき、自治会と同様、昭和48年東京地方裁判所判決を根拠に、その原告適格を否定する見解も示されている。<sup>53)</sup>

第1に、従来の判例法理が、そもそも改正行政事件訴訟法の下での法運用での先例となるとは限らない。例えば、本稿でもすでに見た伊場遺跡訴訟に関しても、もしこれが改正行政事件訴訟法9条の下で生じた場合、あるいは同種の訴訟が現在起きた場合、原告適格が判例変更により認められるとの指摘がある<sup>54)</sup>ことから容易に理解できよう。

第2に、仮に、伊場遺跡訴訟が任意的団体のしかもその代表者による訴訟<sup>55)</sup>であるから、これにより団体それ自体への原告適格の基礎付けにはならないとしても、以下の点で、マンションの管理

組合への原告適格の許容は可能であると考えられる。それは、すでに本稿5での判例の分析から明らかのように、任意的団体と法令にその基礎を有するマンションの管理組合とは区別して事案処理を行うことが可能である点なのである。例えば、「マンションの管理組合の適正化の推進に関する法律（平成12年12月8日法律第149号）」を見てみよう。<sup>56)</sup>この、いわゆるマンション管理適正化法について、その目的を、代表的なコメンタールは、次のように説明している。すなわち、「マンションにおける良好な居住環境を確保すること」<sup>57)</sup>にあり、一方で「マンションでは、その管理に関する意思決定には、区分所有者等の合意が必要」<sup>58)</sup>であることが指摘されている。もちろん、この法律は、管理委託契約や管理への専門家の助力の導入を具体的な目的とはしている。<sup>59)</sup>しかし、「マンションの社会的資産および国民の居住環境の重要性」<sup>60)</sup>がその立法の基礎にあり、すでに示したように、管理には、区分所有者の合意がそのツールであることを示している。つまり、管理組合は、合意という意思決定プロセスを法的に求められている点で（その根底には、いわゆる区分所有権法があることは、周知のことであろう）、任意的な自治会やその他の団体とは区分されることとなろう。このような意味でも、昭和48年判決は、先例とはなし得ないように思われる。

さらに、改正行政事件訴訟法の解釈としては、どうであろうか。すでに見たように、改正行政事件訴訟法の下で、団体に、その原告適格を許容しうる可能性を示す学説は、9条2項を前提としている。ところで、9条2項は、確かに「範囲の拡大」を実際にはその目的とし、すでに見たように、それは小田急線訴訟において、ある程度具体化しているとも言えよう。

しかし、9条2項は、単に「範囲(距離)の拡大」だけを示す規定なのだろうか。ここで注目してみたいのは、亘理 格教授の分析である。<sup>61)</sup>亘理教授は、平成17年最高裁判所判決<sup>62)</sup>すなわち、病院開設中止勧告に処分性を許容した判断手法につき、次のような指摘をされている。すなわち、これらの判決は「侵害された利益の内容・性質や当該利益



侵害の態様・程度に着目した判断が行われている。また、いずれの判決でも、根拠規定と目的を共通にする関連規定や他の法律に基づく制度との関連性に着目した判断手法がとられている。以上のように、原告適格に関する9条2項に示された改正行訴法の思想と同様の判断手法が、処分性判断の際にも用いられていることに留意すべきである<sup>63)</sup>との指摘なのである。すなわち、9条2項には、改正行政事件訴訟法の「思想(フィロソフィー)」が示されていることが指摘されている。

加えて、筆者は、かつての論稿で、この9条2項は、「法システム」<sup>64)</sup>や「仕組み解釈」<sup>65)</sup>といった、現代の行政法令解釈にも通じることを示したことがある。<sup>66)</sup>

そして、以上の、法解釈を支える行政事件訴訟の思想(フィロソフィー)は、「救済範囲の拡大」<sup>67)</sup>や「行政訴訟を利用しやすくするための仕組み」<sup>68)</sup>であったはずである。そうであるとすれば、9条2項フィロソフィーから、限定的であるにしろ、原告適格の「質の拡大」を導き出すことも、あながち無理な解釈とは言えないように思われる。

そこで、残った問題は、訴訟法理上の技術的な問題ということとなる。この点、団体訴訟につき、クリアーに指摘しているのが、宇賀克也教授の見解であろう。それは、敗訴判決の既判力が団体構成員へ及ばないことによる二重起訴の問題である。<sup>69)</sup>そして、そこでは、取消訴訟の場合には行訴14条(出訴期限)により、そのおそれは少ない<sup>70)</sup>が、無効等確認の訴えでは問題になりうる<sup>71)</sup>点が指摘されている。

ところで、マンションの管理組合の場合、区分所有者等の意思決定に基づくので、無効等確認の訴えにおいても、二重起訴のおそれは、實際上、少ないのではないかと考えられる。

## 8 課題と展望

以上のように、筆者は、改正行政事件訴訟法9条の下でも、マンションの管理組合には、原告適格を認める可能性があると考えられる。

確かに、昭和46年、48年判決を基礎に、「基本的

なルール変更」によらなければ、団体訴訟は困難であるとの指摘もある。<sup>72)</sup>そして、その指摘は、正しい側面を有していることも否定はできない。

しかし、限定的にであれば、9条2項の下で、団体訴訟の可能性はありうると考える。9条2項は、絶対に例外を許容しないという趣旨ではないであろう。

本件では、原告は、行政不服審査の段階では、「処分性」なしとの理由で、不服申立をしりぞけられ、訴訟の段階では、原告適格を否定された。<sup>73)</sup>本件は、改正行政事件訴訟法の下でも、争訟の「入り口」のハードルが、いぜんとして高いことを示した一例ともなり得よう。

そこで、以下、2つの提言を行っておきたい。その第1は、原田尚彦教授の以下の指摘を、今一度、思い出すことである。すなわち、原田教授は、「団体訴訟の是非は小手先の訴訟技術論のみによってではなく、こうした大局的視点に立って判断されるべき重要な現代的課題である」<sup>74)</sup>とされている。平成18年、東京地方裁判所判決は、筆者などには、区分所有者法等の小手先の解釈を行ったように思われてならない。先例を限定したり、行訴9条2項の解釈により、例外としての「質の拡大」を行い、管理組合に原告適格を認める道もあったのではないか。また第2に、建築基準法は、その96条で不服申立前置を求めている。<sup>75)</sup>建築審査会の段階では、不服申立適格については争点とはされていないようである。そうであるとすれば、やはり、実体審理に入るべきではなかったであろうか。<sup>76)</sup>

## 注

- (1) 筆者による分析の試みとして、田村編『最新ハイブリッド行政法(改訂版)』(八千代出版、2006年)。
- (2) 代表的研究として、兼子 仁『行政法と特殊法の理論』(有斐閣、1989年)。
- (3) 改正行政事件訴訟法はドグマティックな理解の上に立ってなされたとの指摘もある、例えば、園部逸夫=芝池義一編『改正行政事件訴訟法の理論と実務』9頁(ぎょうせい、2006年)、山村恒年「行政訴訟実務から見た行政訴訟法改正」民

商法雑誌第130巻第4・5号678頁(2004年)。また、橋本博之「処分性論のゆくえ」立教法学第70号299頁(2006年)。ドグマティックであるということが一般理論からという意味であるとすれば、本稿のような個別の具体的法令からのアプローチもあながち無駄ではないのであろう。

- (4) いわゆる建築基準法での「2項道路」につき、筆者は行政事件訴訟法改正前から「当事者訴訟」の利用を肯定する主張を行っている。改正前の論稿として、田村「行政事件訴訟法における訴訟ルート選択の混乱と処分性の問題—建築基準法上の『包括指定』たる二項道路を契機として—」明治学院大学法学研究第76号125頁以下(2003年)、改正後の論稿として、田村「建築基準法上の二項道路と救済—改正行政事件訴訟と行政不服審査法をめぐって—」慶應義塾大学法学研究第78巻第5号271頁以下(2005年)。
- (5) 田村「都市計画法三六条及び三九条等と法システムの解釈—行政訴訟における狭義の訴えの利益を手がかりに—」法学新報112巻第12号(2006年)。
- (6) 田村「建築基準法四三条二項に基づく条例上の『認定』と行政争訟における処分性」明治学院大学法学研究第81号(2007年)。なお、この論文には誤植があるので、ここで訂正する。それは注29), 55), 56)の「前掲評釈」を「前掲論文」と訂正する。また注53)「橋本・前掲評釈」を「橋本・前掲論文に」訂正する。
- (7) 東京地方裁判所平成18年9月8日(判例集未登載)。
- (8) 判例集未登載であるからその事件番号を掲記する。平成17年(行ウ)第386号裁決取消請求事件(甲事件)、平成17年(行ウ)第435号建築認定処分取消請求事件(乙事件)。
- (9) 一般論ではなく、具体的な法令(本稿では建築基準関係法令)から争訟法制へアプローチを行った場合、直接、具体的な紛争を扱う実務への提言を行いうるようと思われる。  
なお、最近の建築紛争の現状を報告する文献として、五十嵐敬喜=小川明『建築紛争—行政・司法の崩壊現場—』(岩波書店、2006年)。
- (10) 条例4条3項については、野口和俊「条例の規制を緩和する『認定』その是非を争える環境が必要」日経アーキテクチャ2006年5月8日号76頁以下。
- (11) 「法システム」とのコンセプトは、阿部泰隆『行政の法システム(上)(下)〔新版〕』〔有斐閣、1997年〕からおかりした。
- (12) 田村・前掲論文注6)
- (13) なお、田村・前掲論文注6)では、平成17年10月25日最高裁判所第3小法廷判決裁判所時報1398号4頁、判時1820号32頁、判タ1200号136頁、及び最高裁判所平成17年7月15日第2小法廷判決民集59巻6号1661頁、判時1905号49頁、判タ1188

号132頁を基礎に、処分性肯定の立論を行った。一方、東京地方裁判所平成18年判決は、「抗告訴訟である処分の取消しの訴えの対象となる『行政庁の処分その他公権力の行使にあたる行為』

(行政事件訴訟法3条2項)とは、公権力の主体たる国又は公共団体の行為のうち、その行為によって、直接に国民の権利義務を形成し、またはその範囲を確定することが法律上認められているものをいうものと解される(最高裁判所昭和37年(オ)第296号同39年10月29日第1法廷判決・民集18巻8号1809頁参照)…(略)…本件条例4条4項に基づく認定は、抗告訴訟の対象となる処分に該当する」として、昭和39年判決を先例上の根拠として処分性を肯定せよとの主張に対し、最近の先例を示さずこれを肯定している。

- (14) なお、新宿区建築審査会裁決では、その不服申立適格について何ら言及はないので、それは肯定したと考えるべきであろう。
- (15) 本稿は、団体訴訟一般を論じるものではないので、団体訴訟に関する文献のうち、特に必要とする文献のみを引用していることをおことわりしておきたい。

最近の団体訴訟に関するすぐれた文献として、宗田貴行『団体訴訟の新展開』(慶應義塾大学出版会、2006年)、行政事件における団体訴訟についての最近の文献として、新山一雄『新版ゼミナール行政法』174頁以下(法学書院、2006年)、国家賠償訴訟での同種の訴えにつき、村上武則編『応用行政法〔第2版〕』259頁(有信堂、2001年)、行政訴訟での比較法研究の代表的文献として、金子正史「アメリカ行政訴訟における団体の原告適格」『雄川一郎先生献呈論集 行政法の諸問題 中』177頁以下(有斐閣、1990年)、宮崎良夫『行政訴訟の法理論』(三省堂、1984年)。

- (16) 本稿は改正行政事件訴訟法9条一般を論じるものではないので、きわめて代表的な文献の掲記に止めることをおことわりしておく。代表的な文献として、橋本博之『解説 改正行政事件訴訟法』30頁以下(弘文堂、2004年)、小早川光郎=高橋滋編『詳解 改正行政事件訴訟法』15頁以下(第一法規、2004年)、浅沼潤三郎『改正行政事件訴訟法』22頁(八千代出版、2005年)、宇賀克也『行政法概説II 行政救済法』163頁以下(有斐閣、2006年)、室困力=芝池義一=浜川清『コンメンタール行政法II 行政事件訴訟法・国家賠償法〔第2版〕』146頁以下(日本評論社、2006年)、南博方=高橋滋編『条解行政事件訴訟法〔第三版〕』264頁(弘文堂、2006年)、代表的な論文として、大久保規子「行政訴訟の原告適格の範囲」ジュリスト第1263号47頁以下(2004年)高木光「救済拡充論の今後の課題」ジュリスト第1277号16頁(2005年)、濱秀和「改正行政事件訴訟法とその運用等」ジュリスト第1277号46頁(2005年)、民事訴訟法の立場から、山本和彦「行政事

- 件訴訟法の改正について一民事訴訟法学者からみた感想」ジュリスト1277号38頁（2005年）、関連する文献として、大貫裕之「原告適格論—はたして原告適格は拡大されるか」法律時報第77巻第3号（2004年）。
- (17) 宇賀・前掲書注16)169-170頁、橋本・前掲書注16)42-43頁、なお、橋本教授は、改正法下では、「もんじゅ訴訟」より「一步踏み出した思考方法まで拡大する可能性を含むものとする余地もある」（橋本博之『要説行政訴訟』）50-51頁（弘文堂、2006年）。
- (18) 最近の代表的な評釈のみを掲記すると、例えば、大西有二・行政判例百選II・356頁以下（2006年）。
- (19) もちろん、「もんじゅ訴訟」のみが9条2項の基礎とされているわけではなく、その他、いわゆる「伊達火力発電所事件」（最高裁判所昭和60年12月17日判時1179号56頁）、「新潟空港事件」（最高裁判所第二小法廷判決平成元年2月17日民集43巻2号56頁、判時1306号5頁、判タ694号73頁）も、検討段階から、その基礎とされている点につき、小早川＝高橋編・前掲書注16)34頁。
- (20) 本稿での「範囲の拡大」「質の拡大」は、本稿の趣旨から利用した言葉なので、仮りに同様の表現をとる文献があっても、引用は行わないことをおことわりしておく。
- (21) そこで、本稿がその分析の対象とする平成18年東京地方裁判所判決も、この小田急線訴訟最高裁判所判決を参照判例としている。一方で、判決文で示されている、原告の主張では、この判例は引用されていないし、本文で示したように被告も同様である。このことは、小田急線訴訟が、いわば「範囲の拡大」についての判例であることを示していることの証左となるのではないかと思われる。
- (22) 代表的評釈のみ示せば、例えば、横山信二・行政判例百選II362頁（2006年）、高梨文彦・法令解説資料総覧第291号78頁（2006年）、江原勲・判例地方自治第278号4頁（2006年）、神橋一彦・平成17年度重要判例解説58頁（2006年）、また論文として、齊藤驍「小田急大法廷判決の意義—応答的法と環境法の創出」法律時報第78巻第3号75頁以下（2006年）、岩渕正紀「原告適格—小田急事件大法廷判決について」法律のひろば2006年5月号22頁以下、桑原勇進「原告適格に関する最高裁判例」ジュリスト第1310号15頁以下（2006年）、下級審段階での重要な文献として、阿部泰隆・環境法判例百選86頁（2004年）、久保茂樹「都市計画事業と行政訴訟—小田急線高架化事業認可取消判決」ジュリスト第1222号168頁以下（2002年）、宇賀克也・判例時報第1944号172頁（2006年）。
- (23) 例えば、江原・前掲評釈注22)8頁、斎藤・前掲論文注22)76頁以下、岩渕・前掲論文注22)28頁。
- (24) 森英明「小田急訴訟大法廷判決の解説と全文」ジュリスト第1310号47頁（2006年）、従来の判断枠組みに縛られすぎているとの指摘をなす文献として、高梨・前掲評釈注22)80頁、そのような傾向に対して藤田補足意見の有する意義を指摘する、神橋・前掲評釈注22)60頁。
- (25) 岩渕・前掲論文注22)28頁。
- (26) 代表的評釈として、例えば、仲野武志・行政判例百選II364頁（2004年）、荏原明則・法令解説資料総覧第252号78頁（2003年）、村上博・平成14年度重要判例解説34頁（2003年）、見上崇洋・判例時報第1797号（判例評論7頁）、安立和志・法学教室第264号132頁（2003年）、関連判例の評釈として、山下竜一・民商法雑誌第128巻第1号111頁（2003年）、小舟賢・自治研究第79巻11号144頁（2003年）、角松生史・法学教室第267号130頁（2003年）、関連判例も含め、これらについての調査官解説として、高世三郎・法曹時報第56巻第8号（2003年）。
- (27) 判例として、最高裁判所第三小法廷平成9年1月28日判決民集51巻1号250頁、および森林法につきほぼ同様の理解を示す最高裁判所第三小法廷平成13年3月13日判決民集第55巻2号283頁。
- (28) 田村編・前掲書注1)487頁以下。
- (29) 関口剛弘「建築確認、建築許可と不服申立の適格」中野哲弘＝安藤一郎編『住宅紛争訴訟法』24-25頁（青林書院、2005年）。
- (30) 関口・前掲論文注29)28頁。
- (31) これらの条例については、『東京都建築安全条例とその解説〔改訂31版〕』（東京都建築士会、2005年）。
- (32) そこで、改正前法下で、仮に本稿と同様の結論等を示す文献等があっても、必ずしも引用していない場合のあることをおことわりしておく。なお、改正前法下での建築基準法と団体の原告適格に否定的判断を示した裁判例とされる、東京地方裁判所昭和48年11月6日判決判時737号26頁がある。この裁判例については、後に分析を加えるが、とりあえず、この裁判例についての代表的文献として、関口・前掲論文注29)27頁、評釈として、小林武・立命館法学第121-124号526頁（1974年）、白井皓喜・自治研究第51巻第9号141頁（1974年）、下元敏晴・民事研修第209号10頁（1974年）。
- (33) 行政法一般理論の中で、このケースを指摘する代表的文献として、宇賀克也・前掲書注16)178頁。
- (34) 同様に、宇賀克也・前掲書注16)178頁、代表的評釈として、田中館照橋・別冊ジュリスト第41号66頁、福永有理・別冊ジュリスト第145号88頁、奥平康弘・自治研究第48巻第7号（1966年）、また学校のこの種のケースの分析として、阿部泰隆『行政訴訟要件論』（有斐閣、2003年）、同『行政法の解釈（2）』（信山社、2005年）が参考とな

- る。
- (35) 同様に、室井＝芝池＝浜川編・前掲書注16) 152頁、なお、このコンメンタールは、昭和48年東京地裁判決および昭和46年仙台高裁判決にも言及している、室井＝芝池＝浜川編・前掲書注16) 151頁—152頁、南＝高橋編・前掲書注16) 264頁。伊場遺跡訴訟についての代表的評釈として、平田和一・行政判例百選II〔第5版〕354頁(2006年)、阿部泰隆・判例時報第1358号12頁(1990年)、藤原淳一郎・法学セミナー第426号136頁(1990年)、田中館照橋・平成元年重要判例解説43頁(1990年)、木藤伸一郎・民法雑誌第101巻第6号867頁(1990年)、椎名慎太郎・環境法判例百選190頁(2004年)、調査官による、岩淵正記・最高裁時の判例I 256頁(2005年)、代表的論文として、江頭邦道「歴史的環境訴訟と生存権の展開——伊場遺跡訴訟を素材として」久留米大法学第5＝6号(1990年)。
- (36) 下元・前掲評釈注32) 18頁。
- (37) 改正前の重要な文献として、遠藤博也＝阿部泰隆編『講義行政法 II』215頁(青林書院、1982年)。
- (38) 塩野宏『行政法 II〔第4版〕』241頁(有斐閣、2005年)。
- (39) 例えば、園部逸夫＝芝池義一『改正行政訴訟法の理論と実務』21—22頁(ぎょうせい、2006年)。
- (40) 例えば、斎藤浩＝高木光＝阿部泰隆『更なる行政訴訟制度の改革について(上)』自治研究第82巻第3号38—48頁(2006年)での阿部泰隆教授の提言。
- (41) 団体訴訟での理論的な問題に関する重要な文献として、小早川光郎『行政訴訟の構造分析』243頁以下(東京大学出版会、1983年)。
- (42) この視点からの初期の文献として、兼子仁『行政法学』184—185頁(岩波書店、1997年)。
- (43) 例えば、塩野・前掲書注38) 241頁、大久保・前掲論文注16) 52—53頁。
- (44) 斎藤＝高木＝阿部・前掲論文注40) 39頁。
- (45) 斎藤＝高木＝阿部・前掲論文注40) 40頁、43頁。なお、利益状況については、その他、小早川光郎編『ジュリスト増刊 改正行政事件訴訟法研究』87頁以下(2005年)。
- (46) 斎藤＝高木＝阿部・前掲論文注40) 40頁、43頁。
- (47) これらが2者択一の関係に立つものではない点については、橋本・前掲書注16) 53頁。
- (48) 主観訴訟の側面につき、橋本・前掲書注16) 53—54頁。
- (49) 塩野・前掲書注38) 241頁。
- (50) 室井＝芝池＝浜川編・前掲書注16) 152頁
- (51) 原田尚彦『行政法要論<全訂第6版>』383頁(学陽書房、2005年)。
- (52) 山岸敬子『客観訴訟の法理』176頁(勁草書房、2004年)。
- (53) 中野＝安藤編・前掲書注29) 27頁。
- (54) 例えば、環境法政策学会編『環境訴訟の新展開』(阿部泰隆教授のコメント)環境法政策学会誌第8号55頁(2005年)、高木光「行政訴訟制度改革の意義と評価」法律のひろば第57巻第10号17頁(2004年)、越智敏裕「行政事件訴訟法の改正と環境訴訟」上智法学論集第48巻3＝4号21—22頁(2005年)、小早川編・前掲書注45) 86頁、これら学説の動向を説明する平田・前掲評釈注35) 355頁。改正前の肯定的論稿として、阿部泰隆『行政訴訟要件論』107頁以下(有斐閣、2003年)。
- (55) 南＝高橋編・前掲書注16) 264頁、室井＝芝池＝浜川編・前掲書注16) 152頁。
- (56) この法津につき、花房博文「概説マンション管理適正化法」水本浩＝遠藤浩＝丸山英気『基本法コンメンタールマンション法〔第3版〕』186頁以下(日本評論社、2006年)。
- (57) 花房・前掲論文注57) 187頁。
- (58) 花房・前掲論文注57) 187頁。
- (59) 花房・前掲論文注57) 187頁。
- (60) 花房・前掲論文注57) 187頁。
- (61) 亘理格「行訴法改正と裁判実務」ジュリスト第1310号2頁以下(2006年)。
- (62) 最高裁判所第二小法廷平成17年7月15日判決判時1905号49頁、この判決についての筆者の分析として、田村・前掲論文注6)。
- (63) 亘理・前掲論文注61) 8頁。
- (64) 「法システム」とのコンセプトは、阿部泰隆『行政の法システム(上)(下)〔新版〕』(有斐閣、1997年)からおかりした。
- (65) 仕組み解釈については、塩野宏『行政法 I〔第4版〕』52頁以下(有斐閣、2005年)。
- (66) 田村・前掲論文注6)
- (67) 小早川＝高橋編・前掲書注16) 15頁、橋本・前掲書注16) 30頁。
- (68) 小早川＝高橋編・前掲書注16) 137頁、橋本・前掲書注16) 105頁。
- (69) 宇賀・前掲書注16) 178—179頁、同様の指摘は、原田・前掲書注51) 383頁。
- (70) 宇賀・前掲書注16) 179頁、原田・前掲書注51) 383頁。
- (71) 宇賀・前掲書注16) 179頁。
- (72) 芝池義一『行政救済法講義〔第3版〕』51頁(有斐閣、2006年)。
- (73) 不服申立段階については、田村・前掲論文注6)。
- (74) 原田・前掲書注51) 383頁。
- (75) 例えば、建築法令実務研究会『わかりやすい建築基準法の手引』1029頁(新日本法規出版、2001年)。
- (76) その他、本稿で参照とした代表的文献として、団体訴訟につき、高木光『行政訴訟論』(有斐閣、2005年)、小田急線訴訟につき、小田急高架訴訟弁護団編『住民には法を創る権利がある』(日本

評論社, 2006年), 改正行政事件訴訟法につき, 村上裕章「改正行訴法に関する解釈上の諸問題」北大法学論集第56巻第3号(2005年), 趙元濟「改正行政訴訟法に関する一考察(1)(2)」平成法政研究第10巻1=2号(2006年), 松尾直「行政事件訴訟法の改正と判例」高岡法学第17巻1=2号(2006年), 水野武夫「改正行政事件訴訟法の意義と問題点」二弁フロンティア第270号—272号(2006年), さらになる行訴法改正につき, 村松信夫=阿部泰隆=大久保規子=松倉佳紀=播磨益夫「特集 第2ステージの行政訴訟改革」自由と正義第57巻第3号(2006年), 建築行政と争訟につき, 北野弘久=兼子仁編『市民のための行政訴訟』(勁草書房, 1981年)。原告適格につき, 行政事件訴訟実務研究会編『行政事件訴訟法改正のポイント』(高橋滋担当)(第一法規, 2004年)。消費者団体訴訟の最近の特集号として, ジュリスト第1320号(2006年)。行訴9条の法運用につき, 橋本博之「原告適格論の課題」民商法雑誌第130巻4・5号16頁以下(2004年), 同『要説行政訴訟』37頁以下(弘文堂, 2006年)。

本校脱稿後, 以下の文献に接した, 神橋一彦「取消訴訟における原告適格判断の枠組みについて」立教法学第71号(2006年), 阿部泰隆「改正行政事件訴訟法の活用①—⑤」ビジネス法務2006年7月号—11月号, 村上裕章『行政訴訟の基礎理論』(有斐閣, 2007年)。